

# 高齢者虐待防止のための指針

医療法人起生会

グループホーム ハートフル林

## 1. 基本理念

虐待は人権侵害という認識のもと、高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。そのため、医療法人起生会 グループホーム ハートフル林の基本的な考え方としてこの指針を定め、職員が高齢者虐待について理解し、虐待を未然に防ぐ方策を共有する。

## 2. 定義

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること

### (2) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行う事

### (3) 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や、身体・精神状態を悪化させること

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行動をさせること

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を利用なく制限すること

## 3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「高齢者虐待防止検討委員会（以下「委員会」という）を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる

(1) 委員会の名称は「高齢者虐待防止検討委員会」とする

(2) 委員会の委員長は、管理者が務める

(3) 委員会の委員は、管理者、介護部長、介護支援専門員、介護士とする

(4) 委員会は、年2回以上、身体拘束廃止委員会と併せて、委員長が必要と認めた時に招集し開催する

(5) 委員会の審議事項

- ・ 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事
- ・ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事
- ・ 職員が支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制に関する事
- ・ 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事
- ・ 虐待が発生した場合に、その対応に関する事
- ・ 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度の活用に関する事
- ・ 虐待の原因分析と再発防止策に関する事
- ・ その他人権侵害、虐待防止に関する事

4. 虐待防止のための職員研修に関する事

- (1) 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき権利擁護及び防止を徹底する内容とする
- (2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする
- (3) 研修の実施内容については、資料、出席者研修報告書等を保管することとする

5. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括、責任者は管理者とする
- (2) 管理者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する
- (3) 管理者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない
- (4) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない
- (5) 緊急性の高い事案の場合は、市町村および警察棟の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する

\* 鹿児島市 健康福祉局すこやか長寿部 長寿あんしん課 長寿施設係  
鹿児島市山下町11番1号 TEL 099-216-1147

6. 虐待の早期発見等への対応

(1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、それに係る確認や責任者等への報告が重要である

管理者等は、平素から利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努める必要がある

(2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をすること及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談することとする

さらに、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める

7. 職員等が留意すべき事項

・職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者の人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意することとする

・虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を著しく損なうこと、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある

(1) 意識の重要性

- ・常に利用者の人格や権利を尊重すること
- ・職員等は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛けること
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを絶えず認識すること

(2) 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりや思い込まないこと
- ・利用者が職員の言動に対し虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと
- ・利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否したりすることが出来ない場合もあることを認識すること

8. 虐待等に係る相談報告体制

- (1) 利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する
- (2) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員長および委員会は、職員に対し早期発見に努めるよう促す

9. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する
- (3) 対応の結果は相談者に報告する

10. 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧出来るようにするとともに、ホームページ上に公表する

11. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修の他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

---

附則 本規則は令和6年4月1日から施行する